

個々の施策の実施状況を毎年、点検・評価するとともに、基本目標ごとに「数値目標」を設定して、成果の検証を行います。

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

検証指標	計画策定時 (平成30年1月31日現在)	目標値 (平成34年度)
男女共同参画に関する職員研修の参加人数	56人	100人
男性向け講座の参加人数	18人	30人

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり

検証指標	計画策定時 (平成30年1月31日現在)	目標値 (平成34年度)
審議会等における女性の登用率	23.4%	30.0%
市職員の管理職に占める女性の割合	24.2%	27.0%
	【教職員を除く】 20.3%	【教職員を除く】 24.0%
女性リーダー養成講座参加人数	42人	80人

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進

検証指標	計画策定時 (平成30年1月31日現在)	目標値 (平成34年度)
就職支援事業参加人数	20人	80人
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉の認知度	女性 51.2% 男性 56.8% <small>(平成28年度市民意識調査/「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)</small>	100%

基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

検証指標	計画策定時 (平成30年1月31日現在)	目標値 (平成34年度)
「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発回数	4回/年	5回/年
母子・父子自立支援プログラム策定人数	15人	20人

自分らしく輝く かしはらプラン

橿原市男女共同参画行動計画 (第3次)

橿原市配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等のための施策の実施に関する
基本計画 (第2次)

自分らしく輝く かしはらプラン 概要版

橿原市男女共同参画行動計画 (第3次)
橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画 (第2次)
2018年 (平成30年) 3月

発行：橿原市 市民活動部 人権政策課
〒634-8586 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号
電話 0744-22-4001
HP <http://www.city.kashihara.nara.jp/>

2018年 (平成30年)
橿原市

男女共同参画社会とは

社会を構成する一員として、男女がともに対等な立場で、家庭、地域、職場、教育の場などのあらゆる分野での活動に参画する機会が平等に確保され、喜びと責任を分かち合う社会です。

計画の基本理念

「檀原市男女共同参画推進条例」(2006年(平成18年)制定)の6つの基本理念を、市、市民、事業者、教育関係者がともに男女共同参画のまちづくりに取り組む指針とします。

- (1) 性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、能力を発揮する機会が確保されるなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう制度や慣行に対して配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における役割を果たし、家庭以外の活動においても対等に参画し、両立できること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 国際社会における男女平等の取組と密接な関係があることを考慮すること。

計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村計画です。

計画の期間

計画期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度(平成39年度)までの10か年とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、5年後をめどに見直しを行います。



計画の施策体系

4つの基本目標、9つの施策の方向のもと、具体的施策に取り組みます。



計画の重点項目

本計画では、次の2項目を重点的に取り組む項目として設定しました。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性は社会の中で様々な活動を担っていますが、特に政治、経済、社会活動の分野において政策・方針決定過程への参画は低いのが実態です。国では、あらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待するという目標を設定しています。

市の審議会等の委員や市役所及び市内事業所の管理職に占める女性割合の向上に向けて取り組みます。



女性の活躍促進とワーク・ライフ・バランスの実現

少子高齢化が進展する中で、社会の持続的な成長を維持するためには、年齢や性別に関わりなく活躍できる社会をつくる必要があります。国では女性活躍加速のための重点方針を打ち出しています。

職場で女性が活躍できる環境整備とともに男女の仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。



DV (配偶者等からの暴力) の根絶をめざして

檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画 (第2次) の概要

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるだけでなく、子どもがDVのある家庭で育つことは児童虐待にあたります。また、若年層の恋人同士の暴力(デートDV)も社会問題化しています。これらの暴力を根絶し、被害者等への支援を行うための施策に取り組みます。

具体的施策(1)

暴力根絶の意識づくりと、DVについての正しい理解の普及

市民一人ひとりがDVについて正しく理解し、DVは重大な人権侵害であるという認識の上で、DV被害への支援に関する情報を社会全体で共有できるように取り組みます。

具体的施策(2)

子どものときからの男女平等教育と人権教育の推進

子どもの自尊感情を育み、自分も相手も大切に作る人間関係をつくるための教育を進めます。また、デートDVについての理解と予防に取り組みます。

具体的施策(3)

安心して相談できる体制の充実

DV被害者やその支援者がためらうことなく相談窓口を利用できるよう、相談窓口の周知を工夫するとともに、二次被害が発生しないよう、関係者の資質の向上を図ります。

具体的施策(4)

DV被害者の安全確保と一時保護支援

緊急の一時保護においては、速やかに被害者及び同伴する家族を加害者から保護し、安全を確保できるよう関係各課・関係機関と連携して対応します。

具体的施策(5)

DV被害者の自立に向けた支援

DV被害者一人ひとりの状況に応じて、仕事や住まい、子どもの就学など課題解決に関わる部署や関係機関が連携し、きめ細やかな自立支援に努めます。

具体的施策(6)

DV被害者の子どもに対する支援

子どもを守る立場である大人に対して子どもの権利に関する啓発や学習を充実し、地域での見守りネットワークなど子どもへのDV被害の予防や支援の充実を図ります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の概要

DVによる被害者に対する相談、援助、保護等について定めています。

